

手延べ干しめんの生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○手延べ干しめんの生産行程についての検査方法（平成 16 年 8 月 4 日農林水産省告示第 1470 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>1 適用範囲</b>            この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う手延べ干しめんの生産行程についての<u>検査方法を規定する。</u></p> <p><b>2 引用規格</b>            次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。  <u>JAS 1189 手延べ干しめん</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b>            この検査方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 1189</u>による。</p> <p><b>4 生産行程についての検査</b>            手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口（原料及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。）ごとに、<u>次によって行わなければならない。</u></p> <p>a) 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る事業所の所在地、<u>小麦粉</u>に対する食塩水の配合割合、<u>手作業</u>の行程及び熟成期間についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認</p> <p>b) （略）</p> <p>c) 当該生産荷口に係る生産の方法が <u>JAS 1189</u>の<u>箇条 4</u>に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認</p>	<p>（適用の範囲）</p> <p><u>第 1 条</u> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び<u>同法第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者</u>（以下「<u>認証生産行程管理者等</u>」という。）が行う手延べ干しめんの生産行程についての<u>検査に適用する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（生産行程についての検査）</p> <p><u>第 2 条</u> 手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口（原料及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。）ごとに、<u>次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <p>一 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る事業所の所在地、<u>小麦粉</u>に対する食塩水の配合割合、<u>手作業</u>の行程及び熟成期間についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認</p> <p>二 （略）</p> <p>三 当該生産荷口に係る生産の方法が<u>手延べ干しめんの日本農林規格（平成 16 年 6 月 18 日農林水産省告示第 1189 号）第 3 条</u>に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認</p>